

▶ 訓練カリキュラム

	科目	科目の内容
学 科	社会	入校式・ガイダンス、修了式
	就職支援	履歴書・職務経歴書の書き方、面接のマナー&模擬面談
	安全衛生	VTD 作業、安全衛生
	ビジネススキル講座	オフィス一般常識・ビジネスマナー概論・コミュニケーション
	電子書籍	電子書籍とアプリ書籍・電子書籍：ePub とは・座学：DTP 業界と印刷
実 技	グラフィック基礎	グラフィックアプリケーション基礎知識と実践
	デザイン基礎	グラフィック課題制作
	Indesign 基礎	Indesign の基礎知識と実践
	Indesign 実践	課題制作
	電子書籍基礎	HTML/CSS/ePub の作り方 /ePub と XHTML、CSS の関係
	電子書籍制作	Indesign で電子書籍制作 /ePub で変換など
	電子書籍実践	実践課題制作

訓練終了後に取得できる資格：[目指せる資格] Web クリエイター能力認定試験

▶ 訓練・生活支援給付金の資格要件

訓練・生活支援給付金

職業訓練を受講している間、生活支援給付が支給されます。扶養のいる方—12 万円（月） 扶養のいない方—10 万円（月）

資格要件：以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支給対象となる方です。

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方。
- ② 雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当および訓練手当を受給できない方。
- ③ 世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）。
- ④ 申請時点で年収見込みが 200 万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが 300 万円以下の方。
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が 800 万円以下である方。
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方。
- ⑦ 過去 3 年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方。
- ⑧ 就職安定資金融資（常用就職活動費）等および地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方。

※遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月 8 割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※一定の要件を満たされた方に支給されます。

※選考の結果、合格された方は現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨、訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。

※収入要件では前月に高い収入があっても、その後、離職などによって年収見込み 200 万円以下になるようであれば認められます。

※世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて 300 万円以下であれば認められます。

※主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細はお近くのハローワークまでお問合せください。